

【令和8年度】

○●○● 福祉医療費助成制度について ●○●○

この制度は福祉的配慮を必要とする方々に医療を受けやすい環境を提供することを目的として、兵庫県が制度設計し町が条例などにに基づき運営しています。

具体的には、医療機関などを受診した際の医療費を医療保険が負担し、残りの個人負担分の一部を福祉医療で助成しています。

高齢期移行、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、こども、母子家庭等の6つの事業があり、それぞれに資格の認定要件があります。

○●○● 福祉医療費受給者証について ●○●○

- ☆ 受給者証の裏面に注意事項を記入していますので、必ずご確認ください。
- ☆ 助成の対象となる医療費は、保険適用となる医療費です。
- ☆ 受給者証は兵庫県内の医療機関などで使用できます。（県外では使用不可）
- ☆ 受給者証は「健康保険資格確認書」または「マイナ保険証」と一緒に窓口へ提示してください。
- ☆ 加入の医療保険を変更された場合は、役場へ変更届を提出してください。
- ☆ 医療費が高額になることが見込まれる場合で、健康保険資格確認書をご利用の方は、ご加入の医療保険に「限度額適用認定証」の交付を申請の上、医療機関の窓口で提示してください。

★ これまで、他の公費負担医療制度（自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病など）の受給者証をお持ちの場合、福祉医療の受給者証を利用することができませんでした。令和8年7月からは、県内の医療機関で他の公費負担医療制度とあわせて福祉医療制度を利用できるようになります。窓口では、必ず両方の受給者証を提示してください。（県外では福祉医療制度が利用できません）
なお、精神通院医療の助成が受けられる場合についてもあわせて利用できるようになりますが、精神入院医療は従来通り助成の対象となりません。

○●○● 償還払いについて ●○●○

県外の医療機関を受診するなどして、支払合計が負担限度額を超えた場合は申請いただくことにより差額をお返しします。次のものをお持ちください。

- ☆ 領収書（原本）
- ☆ 福祉医療費受給者証
- ☆ 他の公費負担医療制度の受給者証（お持ちの方のみ）
- ☆ 振込口座の分かるもの
- ☆ 資格情報のお知らせまたは健康保険資格確認書
- ☆ 申請者のご本人確認書類
- ☆ 高額療養費などの支給がある場合は支払通知書

【お問い合わせ先 香美町健康課 電話：0796-36-1114】

【重度障害者・高齢重度障害者・母子家庭等】

○●○● ご確認ください ●○●○

- ☆ 重度障害者医療の受給者の方は、65 歳から後期高齢者の医療保険を選択できますので、受給者証の有効期限は 65 歳誕生日の前日となっています。誕生日までにご案内をしますので、手続きを行ってください。
- ☆ 75 歳からは後期高齢者医療に変更となりますので、受給者証の有効期限は 75 歳誕生日の前日となっています。高齢重度障害者へ制度が変わることについて誕生日までにご案内をしますので、手続きを行ってください。
- ★ 70 歳から 74 歳の方で健康保険資格確認書をご利用の方は、「資格確認書」「高齢受給者証」「福祉医療費受給者証」を一緒に窓口に提示してください。「高齢受給者証」を提示されない場合福祉医療が使えません。

○●○● 窓口負担額について ●○●○

- ★ 制度および区分ごとの月額負担限度額は、次の表のとおりです。

区分		重度・高齢重度障害者	母子家庭等	備考
一 般	外来	1 日 600 円	1 日 800 円	(※2)
	入院	1 割負担：2,400 円	1 割負担：3,200 円	(※3)
低所得者 (※1)	外来	1 日 400 円	1 日 400 円	(※2)
	入院	1 割負担：1,600 円	1 割負担：1,600 円	(※3)

(※1) 受給者本人および扶養義務者などが町民税非課税者で年金収入 826,500 円以下、または年金収入と所得の合計が 826,500 円以下の方です。

(※2) 1 保険医療機関などごとに月 2 回までの支払いです。

(※3) 1 保険医療機関などごとの月額上限額です。

※連続して入院した場合、4 か月目以降の一部負担金は不要です。

○●○● 所得の申告について ●○●○

福祉医療制度は、毎年 7 月 1 日を基準日として前年の所得などをもとに判定し、該当する受給者証を作成します。

所得が申告されていない場合判定することができません。所得の有無にかかわらず、毎年必ず申告してください。